

山形労働基準監督署発表
令和7年11月17日

令和7年11月17日

【照会先】

山形労働基準監督署

副署長 中村 雅和

○第一方面主任監督官 遠藤 賢

(代表電話) 023(624)6211

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～1か月分の賃金不払いの疑い～

山形労働基準監督署（署長 阿部 浩志）は、本日、株式会社K IWA及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで山形地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者5名に対し、令和6年12月分の1か月間の定期賃金（合計約72万円）を、所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

（1）株式会社K IWA

所在地：山形県山形市

事業内容：美容業

（2）代表取締役A

2 違反条文

被疑者株式会社K IWA、被疑者Aともに、
最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは労働者5名に対する令和6年12月1日から同月22日までの定期賃金合計約72万円を、所定支払日に、山形県最低賃金（時間額955円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。